

松阪市飯南そまびとグラウンド条例

改正後	改正前												
<p>(使用時間) 第3条 グラウンドの施設等の使用時間は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>(使用料) 第4条 グラウンドの施設等の使用料は、別表第2に定めるとおりとする。</p> <p>(使用料の減免) 第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除 (2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除 (3) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額</p> <p>(使用料の還付) 第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(委任) 第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</p>	<p>(使用料) 第3条 グラウンドの施設等の使用料は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>(使用料の免除) 第4条 市長は、市若しくは教育委員会が主催する場合又は市長が特に必要と認める場合は、使用料を免除することができる。</p> <p>(委任) 第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</p>												
<p>別表第1（第3条関係） 使用時間</p>	<p>別表（第3条関係）</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>時間区分</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">松阪市飯南そまびとグラウンド</td> <td>午前</td> <td>9時から12時まで</td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td>13時から17時まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	時間区分	時間	松阪市飯南そまびとグラウンド	午前	9時から12時まで	午後	13時から17時まで	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>1時間あたり使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松阪市飯南そまびとグラウンド</td> <td>220円</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	1時間あたり使用料	松阪市飯南そまびとグラウンド	220円
施設名	時間区分	時間											
松阪市飯南そまびとグラウンド	午前	9時から12時まで											
	午後	13時から17時まで											
施設名	1時間あたり使用料												
松阪市飯南そまびとグラウンド	220円												
	<p>1 使用時間には、準備及び片付けに要する時間を含む。 2 1時間に満たない場合は、1時間とする。</p>												

別表第2 (第4条関係)

使用料

施設名	時間区分	使用料
松阪市飯南そまびとグラウンド	午前	620円
	午後	660円

備考 2つの時間区分にわたって使用する場合には、それぞれの区分により定めた使用料の合計額とする。